

松江市告示第 380 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
第 51 条の 25 第 4 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の
規定により告示する。

令和 7 年 9 月 25 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業所番号
社会福祉法人ねむの木福 社会 松江市学園二丁目 7 番 10 号	相談支援事業所くれよん ハウス 松江市学園二丁目 7 番 10 号	令和 7 年 9 月 30 日	計画相談支援	3230100236